

福島市自転車放置防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月15日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 35 号

福島市自転車放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

福島市自転車放置防止条例施行規則（平成2年規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第9条～第13条 （略）	<p><u>（審議会の委員）</u></p> <p>第9条 条例第12条に規定する委員は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1） 学識経験のある者 5人以内</u></p> <p><u>（2） 関係団体等を代表する者 4人以内</u></p> <p><u>（3） 関係行政機関の職員 3人以内</u></p> <p>第10条～第14条 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。